

議会運営委員会会議録

日 時 平成26年3月20日(木) 開会時間 午後2時00分
閉会時間 午後2時09分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 武川 勉 副委員長 浅川力三 議長 棚本邦由 副議長 望月 勝
白井成夫 高野 剛 前島茂松 渡辺英機 保延 実
樋口雄一 土橋 亨
委員外議員 小越智子

欠席者 清水武則

執行部出席者 総務部長 前 健一 財政課長 田中 俊郎

議 題

1 知事提出追加議案の取り扱いについて

本件は、本日の本会議にそれぞれ上程し、知事の口頭説明ののち、人事案件であるので、質疑、討論及び委員会の付託はこれを省略して、即決することが了承された。

(知事の発言について)

先ほどの各会派代表者会議において了承された知事の発言については、本日の本会議において日程第七の議事に引き続き、受ける扱いとすることが了承された。

2 議会運営委員の辞任許可について

清水武則議員の議会運営委員の辞任の許可は、本日の本会議に上程し、冒頭に行うことが了承された。

3 議会運営委員会の定数の変更時期について

議会運営委員の定数の変更は、本日の本会議に上程し、議会運営委員の辞任許可に引き続き行うことが了承された。

4 議員提出議案の取り扱いについて

(1) 「専決処分事項を指定する件中改正の件」について

本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭による説明、質疑及び委員会の付託はこれを省略して即決する。

なお、採決にあたっては起立採決の方法による。

以上、了承された。

(2) 「山梨県議会会議規則中改正の件」について

本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭による説明、質疑及び委員会の付託はこれを省略して、即決する扱いとする。

なお、採決にあたっては簡易採決の方法による。

以上、了承された。

(3) 「山梨県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」について

本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託はこれを省略して、即決する。

また、採決にあたっては、簡易採決の方法による。

以上、了承された。

(4) 「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」ほか1件の意見書について

これらの案件は、本日の本会議に上程し、一括して議題に供し、提出者の口頭説明ののち、質疑、討論及び委員会の付託はこれを省略して即決する。

なお、採決にあたっては、一括して簡易採決の方法による。

以上、了承された。

5 常任委員の選任について

先ほど、議長から報告のあった常任委員は、本日の本会議において選任する。

なお、常任委員選任ののち、会議を一旦休憩して、常任委員会の正副委員長互選のための委員会を開催する。

以上、了承された。

6 知事提出議案及び請願の取り扱いについて（議運資料1、2）

(1) 委員長報告について

各常任委員長の口頭による報告は、各常任委員長からの申し出により、委員会報告書の配付をもってこれを省略する。

また、予算特別委員長の報告は口頭報告とする。

以上、了承された。

(2) 討論について

討論は、小越智子議員から、第8号議案、第15号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案、第25号議案ないし第36号議案、第38号議案、第61号議案、第62号議案及び請願第25の号中の請願事項二の不採択について反対、また、私、武川から第38号議案に賛成の、それぞれ発言通告があった。

従って、討論の発言順序は、小越智子議員、私、武川の順とする。

なお、討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、それぞれ5分以内である。

以上、了承された。

(3) 採決方法について

知事提出議案及び請願は一括して議題に供し、議案については配付の議案採決順序表のとおり、まず、反対のある第8号議案、第15号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案、第25号議案ないし第38号議案、第55議案ないし第59号議案、第61号議案及び第62号議案を一括して起立により採決し、次いで、残る案件について、一括して簡易採決の方法による。

また、請願については、配付の請願採決順序表のとおり、まず、反対のある請願第25の4号中の請願事項2について、起立により採決し、次いで残る案件について、簡易採決の方

法による。

以上、了承された。

7 本日の議事順序について（議運資料3）

本日の議事順序は、配布のとおり了承された。

8 本会議の開始時刻について

本会議の開始時刻は、午後2時30分とすることが了承された。

9 議会運営委員会の閉会中の継続審査案件について（議運資料4）

本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付のとおり了承された。